



東京海上日動

## ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約

## 第1章 特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約

### 第1節 総則(共通規定)

#### 第1条 貸与規約の目的および適用範囲

特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約(以下、「貸与規約」とします。))は、「事故発生時の通知等に関する特約」に基づき、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「当社」といいます。))が契約者に貸与する端末等に関する事項を定めたものです。貸与規約に記載のない事項はご契約に適用される普通保険約款および特約の規定に準じます。なお、第1節は「ドライブレコーダー型テレマティクス端末(1カメラ)」、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末(2カメラ)」、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末(新型)」に適用します。

#### 第2条 用語の定義

貸与規約において、用語の定義は、以下のとおりとします。

- ①「端末」とは、当社が自動車保険または超保険契約に「事故発生時の通知等に関する特約」を付帯した契約者(対象車両がリース契約に基づき貸与された自動車または超保険契約の契約者がリース会社等の場合、貸与規約における「契約者」を「記名被保険者」と読み替えます。ただし、第4節第3条(3)のただし書の規定を除きます。))に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末(再利用品の場合があります。))をいいます。端末には、前方1カメラ型端末、2カメラ型端末または新型・事故自動通報端末があり、SIMカードおよびmicroSDカードならびに当社が貸与する専用外付バッテリー(新型・事故自動通報端末の場合で、取扱説明書記載のバッテリーユニットをいいます。))は端末に含まれます。
- ②「端末等」とは、端末と電源ケーブルをいいます。
- ③「専用リアカメラ」とは、当社が貸与する2カメラ型端末に専用のケーブルを使用して接続するために契約者が購入した当社指定の車載用カメラをいいます。
- ④「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス」とは、前方1カメラ型端末を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- ⑤「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(2カメラ)」とは、2カメラ型端末を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- ⑥「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(新型)」とは、新型・事故自動通報端末を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- ⑦「事務局」とは、「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(1カメラ)」、「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(2カメラ)」または「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(新型)」の提供にあたってそれぞれ当社が業務のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。
- ⑧「提携先企業等」とは、当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社または当社の外部委託先が「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(1カメラ)」、「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(2カメラ)」または「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(新型)」の提供において提携している企業をいいます。
- ⑨「利用者」とは、端末等を利用する者をいいます。
- ⑩「搭乗者」とは、対象車両に搭乗する者(利用者を除く)をいいます。
- ⑪「発報」とは、端末から得られる車両位置等のデータ、音声および映像を通信により提携先企業等へ接続することをいいます。
- ⑫「自動発報」とは、大きな衝撃を検知した端末が自動的に発報を行うことをいいます。
- ⑬「手動発報」とは、一定の衝撃を検知した端末の案内に基づき、利用者が端末のボタン操作をして行う発報を行うことをいいます。
- ⑭「強制発報」とは、端末が衝撃を検知していない状況で、利用者が端末のボタン操作をして行う発報を行うことをいいます。
- ⑮「センターシステム」とは、端末が有する機能を提供するためのシステム全般をいいます。
- ⑯「映像」とは、端末のカメラ(2カメラ型端末および新型・事故自動通報端末の場合は車内カメラを含みます。))および専用リアカメラにより録画された映像をいいます。
- ⑰「PCアプリ」とは、microSDカードに記録された映像を再生および当社へ送信するためのアプリをいいます。
- ⑱「Webサービス」とは、端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等に基づき、当社が、当社所定のウェブサイトを通じて提供するサービスをいいます。Webサービスの利用にあたっては、貸与規約に加え、当社が別に定めるWebサービスに係る利用規約を遵守する必要があります。
- ⑲「専用スマホアプリ」とは、端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等に基づき、当社が、当社所定のスマートフォンアプリを通じて提供するサービスをいいます。専用スマホアプリの利用にあたっては、貸与規約に加え、当社が別に定める専用スマホアプリに係る利用規約を遵守する必要があります。
- ⑳「クレジット制度」とは、国内における地球温暖化対策のために、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいいます。

#### 第3条 前提条件

- (1)当社は、貸与規約に同意した上で自動車保険または超保険契約に「事故発生時の通知等に関する特約」を付帯した契約者に対し、端末等を貸与します。
- (2)当社は、対象車両の自動車保険、超保険または当該保険契約に付帯された「事故発生時の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が取消もしくは無効となった場合、貸与規約を解除します。また、貸与規約を解除した場合は、Webサービス、専用スマホアプリおよび第2章の規約に定める緊急通報サービスは終了します。
- (3)当社は、当該保険契約の保険期間中または当該保険契約の更新前後において契約者の名義変更が行われた場合、端末等の貸与先を名義変更後の契約者とします。

#### 第4条 当社が貸与する端末等

- (1)当社が契約者に貸与する端末等の機能は、その端末等の種類に応じ、第2節第2条、第3節第2条および第4節第2条で定めるとおりとします。ただし、当社は端末等の機能について、その性能を保證するものではありません。
- (2)以下のいずれかに該当する場合には、利用者は端末等の機能の一部または全部を利用できない場合があります。
  - ①センターシステムの保守、工事、障害修理等を実施するとき。
  - ②センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
  - ③端末等に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
  - ④端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
  - ⑤取扱説明書に従って適切に端末のアップデートが行われなかったとき。
  - ⑥バッテリー、microSDカード、SIMカード等の消耗品の消耗により、端末の機能を発揮できなくなったとき。
  - ⑦端末等の使用環境、端末等貸与の対象車両の状況、事故の状況、天候、通信環境その他の事情により、端末等の機能を発揮できなくなったとき。
  - ⑧天災、戦争等に起因して当社が制御できない事象が発生したとき。
  - ⑨①から⑧までのほか、当社が端末等の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。
- (3)利用者はPCアプリおよびWebサービス(Webサービスは「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス」の場合)を利用できます。ただし、当社は、これにかかるインターネット利用のための費用は負担しません。
- (4)利用者は専用スマホアプリ(「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(2カメラ)」および「ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(新型)」の場合)を利用できます。ただし、当社は、専用スマホアプリのインストー

ルおよび利用のための通信にかかる費用は負担しません。

#### 第5条 端末等貸与の対象車両

端末等貸与の対象車両は、「事故発生時の通知等に関する特約」が付帯された自動車保険または超保険契約の目的となる車両であって、不正改造されていない下表の車両とします。ただし、何らかの事由により端末等を取り付けできない車両は除きます。

テレマティクスサービスの種類	端末等貸与の対象車両
ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(1カメラ)およびドライブレコーダー型テレマティクスサービス(2カメラ)	シガーソケットまたはアクセサリーソケットが装備されている車両
ドライブレコーダー型テレマティクスサービス(新型)	上記に加え、USB Type-C端子(注:車両側から2.1A以上の電流供給がされるもの)が装備されている車両

#### 第6条 端末等の利用地域

端末等は、第1節第5条に定める対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

#### 第7条 端末等の貸与期間

- (1)端末等の貸与期間は、自動車保険または超保険契約に「事故発生時の通知等に関する特約」が付帯されている期間とします。
- (2)契約者は、別途当社が指定する方法および場所にて端末等を受け取るものとします。
- (3)天災地変や輸送中の事故等の当社との責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかった場合または遅延して受け渡した場合、当社は責任を負わないものとします。

#### 第8条 契約者の義務

- (1)契約者は、当社が貸与する端末等の取扱いについて、以下に定める事項を遵守するものとします。また、他の利用者に以下に定める事項を周知・遵守させるものとします。
  - ①端末等および端末に保存・記録されている個人情報や管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
  - ②端末等を受領した日以降遅やかに、取扱説明書に従って対象となる車両に端末等を設置し初期動作確認を行うこと。
  - ③取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を設置および利用すること。
  - ④端末等を契約者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、端末等を設置する車両の所有者の承諾を取得し、端末等を設置する者の責任において適切な手続きを行うこと。
  - ⑤端末等の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社に通知すること。
  - ⑥端末等を紛失した場合は、ただちに当社に通知すること。
  - ⑦端末等または端末に保存・記録されている個人情報が盗難にあった場合は、ただちに警察への届出を行い、当社に通知すること。
- (2)契約者は、自らの責任において端末等の設置を行うものとします。また、契約者は不正アクセスおよび端末に保存・記録されている個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- (3)契約者は、PCアプリ、Webサービスまたは専用スマホアプリを利用する場合、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。また、他の利用者にこの事項を周知・遵守させるものとします。
- (4)契約者は、当該保険契約の保険期間中または当該保険契約の更新時に名義変更を行った場合、名義変更後の契約者に対して貸与規約の内容を説明し、名義変更後の契約者から貸与規約に定める事項への同意を取り付けるものとします。その時点の端末内の個人情報その他の記録情報についても、名義変更前後の契約者間で協議し、双方の責任のもと必要に応じて映像および音声の消去など記録情報の初期化の措置または端末内に記録されている個人情報に係る本人の同意を得るなどの対応を行うものとします。
- (5)契約者は、以下に定める行為を行ってはなりません。また、他の利用者に対し以下に定める行為を行ってはなりません。
  - ①端末等貸与の対象車両以外のお車に端末等を設置すること。
  - ②著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末等を利用する行為
  - ③他の利用者、ネットワークサービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
  - ④端末等の分解、改造またはソフトウェアの改変行為
  - ⑤端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および他の目的で使用する行為
  - ⑥法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - ⑦公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームまたはコンピュータウイルスを伝播させることおよびネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することをおよび、これらに限定されるものではありません。
  - ⑧端末等を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
  - ⑨端末に表示される個人情報および端末に保存・記録されている個人情報を、本人の同意を得ることなく、貸与規約の履行のために必要な範囲を超えて利用すること。
  - ⑩①から⑨までのほか、端末等の利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (6)利用者が①から⑤までの規定に違反した場合は、当社が貸与していた端末等に限り、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、契約者がこれを賠償するものとします。

#### 第9条 端末等の交換・返却

- (1)当社は、契約者から第1節第8条(1)⑤に定める通知を受けた場合は、契約者を代替となる端末等を送付します。この場合において、契約者は、事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しない端末等を当社指定の方法により当社に返却するものとします。
- (2)契約者は、以下に定める場合は、事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末等の全部または一部を当社指定の方法により当社に返却するものとします。
  - ①第1節第3条(2)の規定に従い、この貸与規約を解除した場合
  - ②契約者が端末等の種類の変更を当社に通知した場合で、当社がこれを承認したとき。ただし、端末等の種類の変更日まで当社が貸与していた端末等に限り、また、
  - ③契約者が第1節第8条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合
  - ④利用者が、端末等の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合
  - ⑤①から④までのほか、端末等の利用目的に照らして当社が不適切と判断した場合
- (3)当社は、以下のいずれかに該当する場合は、下表のとおり契約者に違約金を請求することができます。この場合において、契約者は当社指定の方法で違約金を当社に支払うものとします。
  - ①利用者の責めに帰すべき事由により端末等の破損、故障等が生じた場合
  - ②①および②に定める返却期限を過ぎておいても、利用者の責めに帰すべき事由により端末等を当社に返却しない場合
  - ③第1節第8条(1)⑥または⑦に定める場合であって、利用者の責めに帰すべき事由により物理的に端末を当社に返却することが不可能な場合

テレマティクスサービスの種類	違約金の金額
ドライブレジャーパーソナル(1カメラ)	25,000円
ドライブレジャーパーソナル(2カメラ)	30,000円
ドライブレジャーパーソナル(新型) (注:カメラユニット、バッテリーユニットの一方のみが①～③のいずれかに該当する場合についても同じ違約金の金額とします。)	25,000円

(4)当社は、当社に返却された端末に装着等されたmicroSDカードを破壊することができるものとします。

## 第10条 利用可能な端末等を貸与できなかった場合の対応

当社の責めに帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかった場合(第1節第4条(2)の⑥に定める場合を含みません。)、当社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われた「事故発生時の通知等に関する特約」の保険料相当額を契約者に返還することとします。

## 第11条 免責

- (1)当社および提携先企業等は、以下に定める事由によって契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
- ①端末等取り付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかったこと。
  - ②契約者が第1節第8条その他貸与規約に定める義務に違反したこと。
  - ③第1節第4条(2)に掲げる事由が生じたことおよび第1節第13条に基づき貸与規約の内容を変更したこと。
  - ④通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ(ハードウェア/ソフトウェア)等の障害
  - ⑤対象車両または端末等の盗難・盗用による不正使用やそれに伴う端末に保存・記録されている個人情報の漏えいまたは不正使用
  - ⑥第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末等の不正利用
  - ⑦利用者が使用する車両または機器の不具合等
  - ⑧初期動作確認または端末アップデートの未了
  - ⑨①から⑧までに定めるほか、取扱説明書に従った取扱いがなされなかった場合
  - ⑩①から⑨までに定めるほか、当社および提携先企業等の故意または過失によらない事由
- (2)当社は、端末等の利用を通じて利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

## 第12条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当社は、端末等の利用を通じて、第2節第3条、第3節第3条または第4節第3条に定める情報を取得します。
- (2)当社は、端末等の返却後も(1)に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。)や所有権が認められる場合には、全て当社に帰属するものとし、利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作人資格を行使しないものとします。
- (3)当社は、当社の子会社および関連会社は、(1)に定める情報を、当社の自動車保険契約、超保険契約および貸与規定の履行ならびに当社のホームページにおいて公表している利用目的のほか、以下の目的で使用します。
- ①第2節第2条、第3節第2条および第4節第2条に規定する端末等の機能に関する内容の履行
  - ②新規サービス・新商品の研究・開発および提供
  - ③サービス品質の向上に資する研究
  - ④①から③までの利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的
- (4)当社は、(3)に定める目的のために、(1)に定める情報を、当社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。
- (5)当社は、第2節第3条、第3節第3条および第4節第3条に定めるところに従い、(1)に定める情報を提供できるものとします。
- (6)当社は、(1)に定める情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。
- (7)端末または対象車両が盗難された場合、端末に記録・保存されている個人情報も盗難されます。契約者は、これを了解の上、個人情報の盗難が発生しないよう端末または対象車両を適切に管理するものとします。

## 第13条 貸与規約の変更

- (1)当社は、当社が必要と判断する場合、日本国の法令に準拠して貸与規約を変更できるものとします。
- (2)変更後の貸与規約は、当社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)に掲示し、変更の効力発生日からその効力を生じるものとします。利用者は貸与規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の貸与規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。
- (3)当社は貸与規約を変更する場合、事前に、変更後の貸与規約の効力発生日および内容を当社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)への掲示その他の適切な方法により周知します。

## 第14条 管轄裁判所

端末等の貸与に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第15条 準拠法

貸与規約の準拠法は日本法とします。

## 第16条 協議

端末等の貸与に関して疑義がある場合および貸与規約に定めのない事項が生じた場合は、契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

## 第2節 「ドライブレジャーパーソナル(1カメラ)」の特別規定について

### 第1条 特別規定の範囲

本節は「ドライブレジャーパーソナル(1カメラ)」に特有の事項について定めています。「ドライブレジャーパーソナル(1カメラ)」には、第1節および第2節の双方が適用されます。

### 第2条 当社が貸与する端末等の機能等

当社が契約者に貸与する端末等の機能は以下に定めるとおりとします。

- ①「発報機能」  
自動発報、手動発報および強制発報
- ②「映像記録機能」  
一定以上の衝撃を検知した際の衝撃検知前後の映像の記録
- ③「安全運転診断機能」  
取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供
- ④「事故防止支援機能」  
片寄り走行警告、前方車両接近警告、危険地点接近警告および危険挙動警告

### 第3条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当社は端末等の利用を通じて映像、音声、端末の利用履歴および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得します。
- (2)当社は、当社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)において公表している安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当社が「ドライブレジャーパーソナル(1カメラ)」の提供において提携しているバイオニア株式会社、および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます。)のうち当社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとします。

## 第3節 「ドライブレジャーパーソナル(2カメラ)」の特別規定について

### 第1条 特別規定の適用範囲

本節は「ドライブレジャーパーソナル(2カメラ)」に特有の事項について定めています。「ドライブレジャーパーソナル(2カメラ)」には、第1節および第3節の双方が適用されます。

### 第2条 当社が貸与する端末等の機能等

- (1)当社が契約者に貸与する端末等の機能は以下に定めるとおりとします。
- ①「発報機能」  
自動発報、手動発報および強制発報
  - ②「映像記録機能」  
一定以上の衝撃を検知した際の衝撃検知前後の映像の記録
  - ③「安全運転診断機能」  
取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供
  - ④「事故防止支援機能」  
片寄り走行警告、前方車両接近警告、わき見・居眠り警告および危険挙動警告
  - ⑤「駐車中監視機能」  
対象車両が駐車中に一定以上の衝撃を検知したときの自動録画
  - ⑥「ドライバー識別機能」  
利用者が登録した顔の特徴点識別情報等に基づくドライバー識別および取得データの管理
- (2)端末は、利用者および搭乗者の映像を録画し、その音声を録音します。これらの映像および音声をmicroSDカードに記録されます。
- (3)端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等について、契約者が許諾した利用者は、Webサービスまたは専用スマホアプリを通じて、これらの情報(他の利用者の運転中に生じた上記情報を含みます。)を閲覧することができます。
- (4)利用者が端末に登録した利用者名、microSDカードに記録・保存された利用者および搭乗者の映像および音声を、他の利用者および他の搭乗者も、端末上で閲覧・再生できます。

## 第3条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当社は、端末等の利用を通じて映像、音声、端末の利用履歴、利用者の顔の特徴点識別情報および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等を取得します。
- (2)当社は、当社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)において公表している安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当社が「ドライブレジャーパーソナル(2カメラ)」の提供において提携している株式会社デンソーテンおよび自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます。)のうち当社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとします。

## 第4条 J-クレジット制度への参加

- (1)契約者が個人の場合は、端末等の利用に伴い、J-クレジット制度(以下、「本制度」とします。)に参加し、以下に定める事項に同意するものとします。また、他の利用者以下に定める事項を周知し、同意を取り付けるものとします。
- ①端末等の利用を通じて本制度におけるプログラム型プロジェクトの会員として参加すること。
  - ②プロジェクト実施者である当社が必要とする情報を提供し、当社が本制度におけるプロジェクトの運営のためにその情報を使用すること。
  - ③本制度の他のプロジェクトおよび本制度に類似した他の制度に登録していない、または、登録しないこと。
  - ④端末等を取り付けた対象車両の使用によって得られるCO<sub>2</sub>等の排出削減効果等をプロジェクト実施者である当社へ譲渡するとともに、その結果として、当該排出削減効果等を主張できなくなること。
  - ⑤④の規定により当社へ譲渡されたCO<sub>2</sub>等の排出削減効果等をクレジットとして売却して得られた利益について、専用スマホアプリで契約者に提供するクーポン(株式会社ギフトが提供するeギフトのことをいいます。なお、クーポンには別に定める利用期限等があります。)の原資等とすること。
- (2)(1)の規定により本制度への参加に同意する場合は、当社は本制度への参加・申請および報告ならびにこれらの利用目的に準ずる目的のために、第3節第3条(1)で取得する情報、端末の識別番号、対象車両の情報(車台番号、車両登録番号、車種・型式、動力区分、排気量等)および保険契約の始期日等の情報を使用し、本制度の制度管理者等にこれらの情報を提供できるものとします。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、本制度への参加に同意しない場合は、契約者は当社にその旨を連絡するものとします。

## 第4節 「ドライブレジャーパーソナル(新型)」の特別規定について

### 第1条 特別規定の適用範囲

本節は「ドライブレジャーパーソナル(新型)」に特有の事項について定めています。「ドライブレジャーパーソナル(新型)」には、第1節および第4節の双方が適用されます。

### 第2条 当社が貸与する端末等の機能等

- (1)当社が契約者に貸与する端末等の機能は以下に定めるとおりとします。
- ①「発報機能」  
自動発報、手動発報および強制発報
  - ②「映像記録・送信機能」  
映像の記録(一定以上の衝撃を検知した際の衝撃検知前後の映像の記録を含みます。)および端末操作による映像の手動送信
  - ③「安全運転診断機能」  
取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供
  - ④「事故防止支援機能」  
危険挙動警告および要注意運転警告
- (2)端末は、利用者および搭乗者の映像を録画し、その音声を録音します。これらの映像および音声をmicroSDカードに記録されます。
- (3)端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等について、契約者が許諾した利用者は、専用スマホアプリを通じて、これらの情報(他の利用者の運転中に生じた上記情報を含みます。)を閲覧することができます。
- (4)利用者が端末に登録した利用者名、microSDカードに記録・保存された利用者および搭乗者の映像および音声を、他の利用者および他の搭乗者も、端末上で閲覧・再生できます。

### 第3条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当会社は、端末等の利用を通じて映像、音声、端末の利用履歴および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等を取得します。
- (2)当会社は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)において公表している安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当社が「ドライブレコーダー(新型)」の提供において提携しているパイオニア株式会社および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等)のうち当社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとし、
- (3)契約者は、端末等の利用に伴い、パイオニア株式会社の提携先であるNTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が提供する空電プッシュサービスによるSMS受信に同意するものとし、ただし、契約者と記名被保険者が異なる場合、契約者は、記名被保険者からこの同意を取り付けるものとし、

### 第4条 端末等の「取付サポート」について

- (1)契約者は、端末等の設置にキューアンドエー株式会社またはその他の提携業者が提供する「取付サポート」を利用できるものとし、
- (2)「取付サポート」を利用する場合、原則としてキューアンドエー株式会社が契約者の指定する場所に出張し、対象車両に端末等を設置します。この場合において、契約者は、当社所定のウェブサイト(www.dap-support.com)等を通じて事前に予約のうえ、キューアンドエー株式会社を利用して特約付帯日までに端末等を設置する必要があります。
- (3)(2)の規定にかかわらず、契約者が希望する場合は、その他の提携業者を利用して端末等を設置することも可能とします。この場合において、契約者は、当社に事前に連絡のうえ、その他の提携業者を利用して特約付帯日までに端末等を設置する必要があります。また、契約者は、その設置にかかる費用について、一旦立替をしたうえで、後日、当社所定のウェブサイト(www.dap-support.com)に記載の金額を上限に当社に請求できるものとし、ただし、立替をした費用を当社へ請求する際に、当社の指定する請求書類とあわせて領収証を、その他の提携業者を利用して設置した日から1年以内に提出した場合に限ります。
- (4)(2)および(3)に規定するキューアンドエー株式会社およびその他の提携業者を利用する端末等の設置は、取扱説明書記載のシガーソケット、アクセサリソケットまたはUSB Type-C端子(注:車両側から2.1A以上の電流供給がされるもの)に接続する方法で行います。また、その他の提携業者を利用して端末等を設置する場合で、その他の方法(法令により禁止されている方法を除きます。)を希望するときは、その設置にかかる費用のうち当社所定のウェブサイト(www.dap-support.com)に記載の金額を超える費用は契約者が負担するものとし、
- (5)その他の提携業者により端末等を設置する場合、当社は、その他の提携業者の責めに帰すべき事由により契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとし、ただし、当社の故意または重大な過失による場合は除きます。

## 第2章 事故発生時の通報サービスに関する利用規約

### 第1条 利用規約の目的

事故発生時の通報サービスに関する利用規約(以下、「利用規約」とします。)、株式会社プレミア・エイド(以下、「提供者」とします。))が提供する緊急通報サービス(以下、「本サービス」とします。))を利用する際の契約者と提供者の間の権利義務について定めることを目的とします。

### 第2条 用語の定義

- (1)利用規約における用語の定義は、第1章の規約(以下、「貸与規約」とします。))の第1節第2条に準じます。
- (2)(1)以外の利用規約における用語の定義は、以下のとおりとします。
  - ①「救援機関」とは、消防等の公的救援機関をいいます。
  - ②「当事者の義務」とは、交通事故・火災等の緊急事態発生時における、道路交通法第72条第1項において当事者が自ら通報する義務および消防法等の関連適用法規により当事者に義務づけられている措置・通報の義務を総じていいます。

### 第3条 本サービスの対象

本サービスは貸与規約における利用者を対象とします。

### 第4条 本サービスの内容

- (1)自動発報、手動発報、強制発報後に、提供者が利用者との通話により交通事故の状況を確認した場合は、利用者が自ら通報できない等やむを得ない場合に必要に応じて提供者より救援機関等への通報を代行します。
- (2)強制発報後に、提供者は利用者との通話で状況を判断し、以下のいずれかの対応を行います。
  - ①利用者に被害が生じているまたは被害が生じる蓋然性が高い場合の避難誘導
  - ②利用者の運転中の体調急変その他の正常な運転を妨げる事象が生じている場合の救援機関への通報
- (3)提供者は(1)および(2)以外のサービスは提供しません。
- (4)本サービス提供時、救援機関より要請があった際は、利用者と救援機関の間で直接通話できる環境を確保することがあります。
- (5)本サービスの利用により、利用者は当事者の義務の責を免れるものではありません。
- (6)貸与規約第3条(2)に基づき当社が貸与規約を解除した場合、本サービスは終了します。

### 第5条 事故情報・個人情報の取扱いについて

- (1)利用者は本サービス利用時、本サービス利用のために提供者が下記の情報を取得することおよび救援機関へ下記の情報を提供することに同意するものとし、
  - ①車両利用者から聴取した緊急事態の内容(事故発生日時、走行軌跡等を含む)、ならびに端末からの自動発報、手動発報、強制発報に係る映像および音声データ
  - ②車両利用者に対して事故の対応および救援機関が事故現場に到着するまでの間、アドバイスをを行った情報
  - ③その他、救援機関、高速道路管理会社、病院等から現に求められた個人名、性別、年齢、携帯電話番号等の個人情報
  - ④車両の自動車登録番号、年式、型式、車種名、車体色等
- (2)利用者との会話が成立しない等の際、音声、映像その他の情報により緊急事態が生じていると判断される場合は、利用者からの要請によらず救援機関等への通報(1)に掲げる情報の提供を含みますが、これらに限られません。)を行うことがあることに利用者は同意するものとし、
- (3)提供者は必要に応じ高速道路管理会社、病院等に救援機関へ提供した情報を開示することがあることに利用者は同意するものとし、

### 第6条 本サービスの中断、休止について

- 貸与規約第1節第11条(1)に定める事由または以下に定める事由のいずれかが発生した場合、提供者は、本サービスを中断または休止することがあります。また、当該事由によって利用者が被った損害について、一切その責任を負わないものとし、
- ①提供者の受信センターの機器が停電・火災・地震・噴火・洪水・津波等の天災や疾病蔓延等により稼働が不可能となった場合
  - ②全地球測位システム(GPS)等から得られた位置情報の誤りもしくは位置情報が取得できなかった場合(屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わらない場合を含みます。)

- ③利用者が貸与規約・利用規約、取扱説明書、その他の注意事項に従わず、不適切に端末等を使用した場合
- ④本サービス以外の類似のサービスが事故発生時等に同時に提供される等、情報が輻輳する場合

### 第7条 警備業法に基づく記載事項

- (1)本サービスを利用者に直接提供する提供者の情報は下記のとおりとなります。本サービスは警備業法第2条第1項第4号に基づき提供されます。

住 所：東京都千代田区麹町2-4-1

会社名：株式会社プレミア・エイド

代表者：吉澤成一朗

T E L：03-5213-0850

- (2)本サービスについて警備業法第19条および警備業法施行規則第33条に準拠し下記のとおり記載します。利用者は、下記を十分に理解したうえで、本サービスを利用するものとし、

警備業を提供する会社	株式会社プレミア・エイド(以下、「提供者」とします。)
警備業務を行う期間 警備業務を行う日および時間帯	本規約に基づき、その契約期間中、端末等を車両に適切に取り付けてある状況において、24時間年中無休で対応します。
警備業務の対象とするもの	利用者および搭乗者を対象とします。
警備員の人数および担当業務	受電は2名体制を基本とします。緊急通報を受信した際、利用規約第4条の内容に基づき必要に応じ救援機関等へ通報・連絡を行います。
警備員が有する知識および技能	救援機関への通報の必要性を判断する者、救援機関への通報を行う者は警備業法で定められた所定の研修を修了した者となります。
事故発生時の措置	利用者との通話等により、事故・事件であると合理的に判断した際は、利用規約第4条の内容に基づき必要に応じ救援機関に通報し、緊急車両等の出動を要請します。ただし、提供者の措置により利用者は当事者の義務を免除されるものではありません。
警備員が用いる服装	提供者が本サービスの受電において、適切であると認めた服装とします。
使用する機器または各種機材	本規約に基づく端末等、電話受信・発信装置、FAX・コンピューター等とします。
報告の方法、頻度および時期 その他依頼者への報告	救援機関へ通報した後の対応について、事後に利用者への個別報告を行います。
警備料金・その他の費用 支払いの時期およびその方法	本規約に基づき端末等を貸与された契約者、利用者および搭乗者は無償で本サービスの提供を受けることができます。
警備業務の再委託に関する事項	提供者より利用者および搭乗者に直接提供されます。再委託はいたしません。
免責に関する事項	貸与規約第1節第11条(1)および利用規約第6条に該当する場合は免責となります。
損害賠償の範囲、損害賠償額 その他損害賠償に関する事項	本サービスの内容またはその利用により利用者、搭乗者または第三者が被った被害・損失等に対し、提供者の故意または重大過失により生じた場合を除き、提供者はいかなる責任も負わないものとし、また利用者または搭乗者が本サービスに関して第三者に損害・損失等を与えた場合、利用者および搭乗者は自己の責任をもって解決するものとし、提供者はいかなる責任も負わないものとし、
契約の更新・変更・解除に関する事項	本規約の更新および解除は、貸与規約の更新および解除と連動します。また、本サービスの内容について変更がある場合は、貸与規約第1節第13条および利用規約第8条の規定に準じます。
警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社プレミア・エイド苦情相談窓口とします。 TEL：03-5213-0850
特約事項	警備業法に準拠し契約締結後にお渡りする書面が必要となる際は、当該書面の交付に代えて、ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。書面にて交付をご希望の方は提供者までご連絡ください。

### 第8条 利用規約の変更

- (1)提供者は、日本国の法令に準拠して利用規約を変更する場合があります。
- (2)変更後の利用規約は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)に掲載され、変更の効力発生日からその効力を生じるものとし、利用者は利用規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の利用規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。
- (3)提供者は利用規約を変更する場合、事前に、変更後の利用規約の効力発生日および内容を、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)への掲示その他の適切な方法により周知します。

### 第9条 管轄裁判所

利用規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第10条 準拠法

利用規約の準拠法は日本法とします。

### 第11条 協議

利用規約に関して疑義がある場合および利用規約に定めのない事項が生じた場合は、利用者および提供者双方で協議し、円満に解決を図るものとし、

### 附則

本利用規約は2026年1月1日から有効とします。

規約制定日：2026年1月1日